

産業廃棄物処理計画書

2017年6月1日

京都府知事 殿



提出者

住所 京都市伏見区竹田浄菩提院 316

氏名 大和ハウス工業株式会社 京都支社

支社長 伊藤 光博

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-605-2908

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 京都支社
事業場の所在地	京都市伏見区竹田浄菩提院町316
計画期間	平成28年4月1日～平成29年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 10,360万円
③従業員数	191人(H29.3.31)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事 がれき類（コンクリート塊、アスコン塊）、木くず→再生処理業者に委託して、再生砕石、チップ（合材用、燃料用）として再資源化 ・新築工事（住宅系当社商品） 現場にて建設産廃を19品目に分別し奈良工場に一括して集め品目別に再生処理業者に委託し再資源化 ・新築工事（一般建築） 現場にて分別しリサイクル可能な品目については再生処理業者に委託して再資源化 金属・紙くずについては無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。

（日本工業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「別表① 廃棄物管理組織図」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成28年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	別紙集計用シートのとおり t
	(これまでに実施した取組) ・住宅系に於ける当社商品の工業化 ・店舗建築に於ける当社商品(システム建築)の採用推進 ・石膏ボードのセミプレカットの実施継続拡大。 ・工場と施工店と商品開発でFB改善会議を行い、適材適所部材使用とロスがなく施工可能で安全な拾い出し、配置基準の検証を行う。 ・返品材(余剰材)の削減	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	別紙集計用シートのとおり t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みに加え ・環境に配慮した企画・設計を行い、より環境負荷の低い商品・サービスの提供を行う。 ・取引先と協力し、環境に配慮した材料、製品等の調達を行う ・瓦・カラーベストのプレカットの推進 ・サイディング・ガラスウールのリサイクルルートの開拓	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事では19品目に分別、建築系新築工事では7品目に分別さらにながれき類を「解体」の区分でmanifest記載し、用途別排出量を把握する。 ・解体残渣については、混合廃棄物としてmanifestを発行し、適正処理ルートを複数確保する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記の分別を継続し、混合廃棄物単位排出量の目標値を設定し、混合廃棄物の排出量を低減することにより分別を促進する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	別紙集計用シートのとおり t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	別紙集計用シートのとおり t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組)	t
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組)	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組) 上記の取組みに加え ・現状の契約処分業者に優良認定取得を促す ・全委託業者の現地審査を行い、契約内容の見直しの為 契約書のまき直しを行う。 ・常により良いリサイクル率・方法を持つ処理場の開拓のための情報収集を行う。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物管理組織図

本社

各地区

